

令和3年4月1日以降に交付される健康保険証には2桁の枝番号が追加されます

令和3年3月より医療機関等で患者が加入する医療保険を確認する「オンライン資格確認」が行われることになりました。

「オンライン資格確認」とは、「マイナンバーカードのICチップ、若しくは健康保険証の記号-番号を用いて医療機関等がオンラインで資格情報の確認ができること」を意味します。これに伴い現状、世帯単位で付番されている被保険者番号を「個人単位化」することが必要となり、2桁の枝番が追加されることになりました。

4月1日以降に交付する保険証の券面(オモテ)に次のように枝番を表示します。

【記号-番号に続いて (枝番)2桁 を表示】



新たにつけられる枝番

- ・被保険者本人は『00』
- ・被扶養者(家族)は資格の取得順で『01』『02』『03』・・・という付番になります。

枝番追加に関する Q&A

Q.1 現在使用している(枝番の無い)保険証は今後も使えますか?

⇒ 発行済の保険証は、枝番が無くても引き続き使用可能です。
オンライン資格確認には支障ありません。

Q.2 現在の保険証を枝番付きの保険証にしてもらうこと(再発行)はできますか?

⇒ 引き続き使用可能ですので、枝番印字の為の再発行は行いません。
現在のところ一括更新も予定しておりません。

Q.3 保険証の他に枝番が付く証はありますか?

⇒ 高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などです。
これらの各医療証も4月1日以降に交付されるものには2桁枝番が付きます。